

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）において、全ての教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

そこで、群馬県教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たすため、年度を区切りとして、前年度の状況について「教育委員会の点検・評価」（以下「点検・評価」という。）を実施し、報告書にまとめていきます。

2 点検・評価の対象

令和3年度は、第3期群馬県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき令和2年度に実施した41項目※と教育委員会の取組（活動）について、点検・評価を行いました。

※ 基本計画は、8つの基本施策に係る43の取組と各施策を効果的に推進するための県教育委員会の3つの取組で構成されていますが、このうち、取組全体が他部局の権限に属するものが2項目あり、それらは教育委員会の点検・評価の対象外であるため、対象は41項目となります。

なお、対象外の2項目についても、基本計画の進行管理の一環として、所管する所属が行った自己点検・評価を参考に掲載しています。

3 点検・評価の方法

(1) 「令和2年度の取組実績」

基本計画の取組ごとに、「令和2年度の取組実績」を挙げました。

(2) 「成果」及び「課題」

「令和2年度の取組実績」による「成果」を挙げるとともに、今後、よりよい取組としていくための「課題」を振り返りました。

(3) 「指標の状況」

基本計画の取組の効果を測定するために「施策の柱」ごとに設定している指標について、基準年度に対する進捗率を示しました。指標の進捗率は、原則として【（令和2年度実績値－基準年度実績値）／（目標値－基準年度実績値）×100】で表示しています。なお、基準年度実績値がもともと大きいものや、測定値の母数が少ないものは、わずかな数値の動きで指標が大きく変動するものがあります。

(4) 「令和3年度の方向」

「令和2年度の取組実績」や「成果」及び「課題」等を踏まえて、「令和3年度の方向」を検討しました。

4 第三者の知見の活用

点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが地方教育行政法で義務付けられています。群馬県教育委員会では、「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」を設置し、以下の委員から御意見、御助言をいただきました。（五十音順、敬称略）

氏 名	所 属 等
大河原 真美	高崎経済大学名誉教授
羽鳥 則夫	羽鳥こども医院理事長 伊勢崎佐波医師会副会長
日置 英彰	群馬大学共同教育学部教授
細谷 可祝	細谷工業株式会社代表取締役
吉田 恵子	高崎健康福祉大学人間発達学部特任教授

5 点検・評価の対象としている第3期群馬県教育振興基本計画の概要

(1) 計画期間

令和元年度～令和5年度

(2) 基本目標及び基本目標を具体化するための視点

【基本目標】

たくましく生きる力をはぐくむ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～

【基本目標を具体化するための視点】

- ① 生涯にわたり一人一人が持つ個性や能力を伸ばし、可能性を育むために、自ら学び、自ら考える力を育成する視点
- ② 誰もが互いに多様性を認め合い、共に支え合う社会をつくる視点

第1期、第2期の基本計画の目標「たくましく生きる力をはぐくむ」を継続した上で、第2期基本計画期間中の社会情勢の変化を踏まえ、基本目標を具体化するための2つの視点を明確にし、この視点から掲げる次の8つの基本施策を推進し、たくましく生きる力を育んでいきます。

(3) 8つの基本施策

I 時代を切り拓く力の育成

社会的・職業的自立に必要な能力を育成します。

文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進します。

国際的視点に立ち、自ら考えを発信できる力を育成します。

II 確かな学力の育成

基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学びに向かう力を育みます。

探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成します。

III 豊かな人間性の育成

自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高めます。

いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成します。

IV 健やかな体の育成

児童生徒の体力向上を図ります。

児童生徒の心身の健康を保持増進します。

V 信頼される学校づくり

教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進します。

特別の支援を必要とする児童生徒の教育を充実します。

特色ある学校づくりを推進します。

VI 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成

安全・安心な教育環境を確保します。

災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進します。

VII 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進

幼児期の教育の充実を図ります。

学校と地域の連携・協働を推進します。

VIII 生涯学習社会の構築

生涯にわたる多様な学びを推進します。

社会教育を推進します。